

平成25年度第1回滋賀県障害者施策推進協議会 概要

(と き) 平成26年1月31日(金) 10:00~12:00

(ところ) 滋賀県庁北新館3階中会議室

■ 開会、あいさつ(健康福祉部次長)

平素は本県の福祉行政の推進にご理解と協力を賜りあらためて熱く御礼申し上げます。

障害者施策は近年大きな転換点を迎えております。平成25年4月には障害者総合支援法が施行され障害者の範囲に難病等が加わり、グループホームとケアホームの一元化や障害支援区分の導入が予定されています。また障害者虐待防止法、障害者差別解消法、障害者優先調達推進法といった重要な法律も整備され制度改革が大きく進んでおります。

本県では平成24年度に策定した新障害者福祉滋賀プランにより障害のある人が地域で暮らし働き活動することの実現に向けて施策の推進を図っているところです。このプランは平成26年度に最終年度を迎えることから来年度は27年度以降の次期プランを策定する予定をしています。法律の制定による新たな枠組みをふまえ障害福祉の現場において解決が求められる課題に対して県プランを実効性のあるものとしていく為、障害のある方々やご家族、支援にあたっておられる方々の視点が大事です。将来を見通した障害福祉の在り方を福祉にかかわる皆さんとの議論をふまえ、もう一度しっかりと練り上げることが必要と考えています。本年3月29日には糸賀一雄先生の生誕100年を迎えます。本県の障害福祉にとって大きな節目の年にあたり3月末に予定しています記念式典をはじめ様々な事業を関係者のご協力のもとに実施してきています。

「この子らを世の光に」、また「自覚者は責任者」との精神は、福祉滋賀の羅針盤です。障害のある人もない人も誰もが住みやすい共生社会を作るとともに、住みごこち日本一の滋賀を目指した施策の構築に向けて、委員の皆様には豊富な経験、深い見識から広所からの活発な議論を頂きたい。よろしく申し上げます。

■ 議題1 新・障害者福祉しがプランの進捗状況について

(会 長)

糸賀一雄先生の100周年記念行事楽しみにしています。3月30日に大江先生が来られる。1988年に国際リハビリテーション大会に講演頂き、NHKの

番組でインタビューさせていただいた。まだノーベル賞を取られる前だったが、気楽に応じてもらえ、息子さんの話等、感銘を受けた。人生を生きるのは大変であると、重たいお話をされてインタビューの途中でうなってしまった思い出がある。また大江先生のお話を聞かせてもらえるのはうれしいなと思っています。皆さんも楽しみにして頂けたらと思います。

(事務局) 新・障害者福祉しがプランの進捗状況説明

(会長)

質問、意見等ありましたらお願いします。

(委員)

福祉施設入所者の地域生活への移行数のところで、入所施設利用者の削減のところに数字が並んでいますが根拠は？

(事務局)

入所施設の削減については、一つは定員の減、地域移行や欠員等もある。施設に調査した上での数字です。

(委員)

県内にある入所、通所施設含めて全体として実際に利用している数ということか？

(事務局)

利用者数の累計で、何名出て行かれた（削減）か、もしくは定員の減です。

(委員)

相談の数字が伸びているが、その割に地域やまちの中で障害者を見かけない実態がある。色々考考えてみると障害児（者）を取り巻く法律は整ってきているが、障害当事者が自分で選ぶ力を持つとか、自己選択・自己決定の力を持つというのがどこを見ても抜けているように感じる。それをもう一度見直さないとかどの法律も生きてこないのではないかと思う。

知的障害の方は話題になるが、私みたいに、最重度でありながら動き回る障害者もいるわけで、そういう人を見て「自分にもできるんだなあ」と思ってもらう役割をするのがピア・カウンセリングですが、相談事業の枠の中にちゃんとあるのに機能していない。数字だけの問題でなく中身の点検をしてほしい。

(会 長)

当事者の方々の地域活動支援や、意思決定支援をどう展開するか、国の課題でもあるが、滋賀県としてどう検討するかだと思われれます。

(委 員)

個別の教育支援計画の達成率ですが、現場の実感で言うと、個別の指導計画は確かに小・中で達成率が高いが（高校はまだまだが）、個別教育支援計画がこれほど高いのは驚きです。

個別教育支援計画は、学校だけでなく地域との連携で色々な機関を入れて行うことになるが、これだけの達成率に見合う学校への出入りが、実感としてない。一体、誰が集まっておられるのだろうかということが知りたいことの一つです。

また、就労移行支援事業がパーセンテージ的にも落ち込んでいるという話がありました。特別支援学校卒業後の進路は、暫定措置が平成27年3月末で切れるとのことで直接B型の事業所に行けない、就労支援事業所でアセスメントをして、その結果を踏まえてということになっています。アセスメントは、もちろん働き暮らし応援センターも協力しながらとは思いますが、アセスメントそのものをする就労移行支援事業所が落ち込んでいるというのは、特別支援学校の卒業生にとっては非常に大きな問題とと思っているので、何らかの対応が必要なのではないかと感じています。

(会 長)

学校における個別指導計画と教育支援計画と二つある。関係者の会議を持っているのか、委員から質問がありました。就労移行はどこでも大変な状態で、3年の夏休みに行ってアセスメントしてもらおう状況で、数が減ってくるとさらに大変な状況になるので、どのような状況が説明をいただけますか。

(委 員)

アセスメントについての見解ですが、大津ではもともと障害者就労の形として養護学校卒業後にどういう形をとるのか、B型に直接つなぐのが本来の形か？という議論をしています。本人の選択の部分を生かしていく方向を考えないと、卒業後直接B型にということが目標になっている議論だけではダメではないでしょうか。

また、入所施設の数減らすというのは正しいと思うが、現実離れしている。児童施設を卒業した人が現実に福井に行ったり岡山、四国に行ったりというの

が日常的におこっているにもかかわらず滋賀県だけは入所施設を減らしていません。大津で施設入所支援は150人。定員は50人しかないので100人は大津以外に行っているなど、実際には他の県に流れているので、すごく現実離れしています。地域支援がなされて地域の中で暮らしていけるのが本来の目標です。施設だけ減らしてもどうかと思います。

(委員)

私の時代は養護学校がなかったので、地域の小学生と下校後一緒に過ごしたから、今の私があると思います。ところが制度や教育が整うにつれ、障害児・障害者と出会った時に緊張の鎧を着てしまう健常者が増えていて、昔に比べて生きづらい世の中になっています。

そのことを考えると、個人指導計画も教師や教育委員会の自己満足でないかと疑ってしまいます。

養護学校の中でも、グループ分けをして、寝たきりの子、動き回る子と分けてしまっています（がいかがでしょうか）。私も、動ける人がどんな事をして、どういう動きをするのか見ていたから、社会に適応できるようになったと思っています。

(会長)

福祉の教育をどう進めていくか次期の計画では明確にうたうことになると思うがどうですか。

(事務局／教育委員会)

個別指導計画、個別教育支援計画の割合については、それぞれの計画を作成している学校の割合を示している数字です。

平成19年に特別支援教育が本格化実施されるにあたり、2つの計画をまずしっかり作成していくということに力点が置かれました。それに伴い各学校で特別支援教育のコーディネータが中心となり、それぞれの計画を作成していくことに力を入れてきています。

特にご指摘のあった教育支援計画については、医療・福祉・労働などの関係機関との連携、本人さんと保護者さんとの連携に重点が置かれています。ただ、関係機関が集まって保護者も本人も交えての会議というよりも、実状として、医療との連携が必要な子、福祉との連携が必要な子という手がかりを見つけることから始めて、そこの連携の中で計画を作っています。それを元に支援をしている中で、更に他の関係機関との連携が必要であればまた関わりを広げていく。イメージとしては、最初から完成された計画ではなく、子供さんへの支

援を通じて徐々に膨らまし、修正を重ねその内容を充実させていく計画ととらえていただきたい。ここでは計画を作成している学校の割合を示している。高い数字とと思っていただいたのはそういったところかと思えます。

ただ、作成すればそれで良いというわけではなく、ご指摘も頂きましたが、計画を通して本人の中に自己選択・自己決定といった力が育っていくことが一番重要と考えています。

このように、各学校現場においてその計画をいかに有効活用するのか、どのように作り、また直していくかを今指導しているところなので、今後の課題として取り組んでいきたいと思っています。

(事務局)

続きまして、アセスメントと施設の入所を減らすということについてですが、アセスメントについてはB型へ行くために振り分ける為のものではないと認識しています。その子の特性を見て評価をして一般就労の可能性があるのであればその方向にいくべき。そういう評価の見極めのひとつのツールとして適用していくべきではないかと思っています。

就労支援事業所の数も少ないので、どのようにしていくのか各圏域で関係者が議論しているので、それを見守っていきたくて考えています。

県として何かできないのかということで、来年度事業のなかでは、就労移行支援事業所の機能の充実をはかるため、1つは企業の現場に職員さんに行ってもらって実習のようなことができないか検討をしています。アセスメントについては、どうやっていったらよいかわからないということで、研修をして適切なアセスメントが実施できるような体制を作っていきたいと考えています。

施設の関係については、確かに施設でないとなかなか看れない、保護者の方も高齢になってということもあるが、やはり住み慣れた地域で暮らしていただくのが一番であり、地域でケアできるような体制を作っていくために、生活介護の看護師配置の加配をするような事業を展開しているところです。

(会長)

学校での個別指導計画や教育支援計画については、取り組んでいる学校もあるが、生徒全員にしているわけではないということでした。

医療の必要な方への支援については色んな機関で話し合っています。

滋賀県ではないが、入所施設は全部他県に出している自治体もあります。滋賀県でそのようなことがないように、次の計画の中で、生活介護事業所とG・H・CHの質を高めていく、医療的ケアの出来るしくみを高めていくようなプ

ランを立てられたらと思います。

(委員)

相談支援事業が25年は62か所で来年も同じ、地域支援活動支援センターも同数ですが、精神の場合、障害者が自己決定して社会に出て生活するためには、人と人との関わりがないところでは育たないというのが基本です。

サロンのようなもの、身近にいけるようなところを作れないかということ家族会として念頭に置いています。地域支援センターについても、障害者が、バス、電車に乗って歩いてと外に出るというのは大変なこと。不安感、恐怖がある。恐怖があり偏見がありその中で行くということは大変な壁を乗り越えないと行けないという状況です。病院経営の地域支援センターが何箇所かあるが、行くのに遠いです。

相談支援事業の数字が同じというのはどういうことでしょうか。家族を支援するということと数字がつながってこないです。相談員の数がかなり少ないです。兵庫県は3ケタの数字。滋賀県の場合、家族会への支援が弱いです。

(会長)

精神は地域活動支援センターで活動を行っているが、今後滋賀県としてどう考えるか。精神の方々のサロン、活動できる場を検討してほしいという意見ですのでよろしくお願いします。

(委員)

3つほど質問と意見を。

1つ目は、福祉施設入所者の地域生活移行数で、範囲はどこの施設までを言っているのか？地域生活も、何をもちて地域生活と言っているのか？救護施設、GH・CHから(出での) ひとり暮らしはカウントされているのか。

2つ目は、共生のまちづくりの指標のアール・ブリュットに触れた県民数、累計で6万とあがっていて、NOMAのページの閲覧数のカウントだと思いますが、次のプランの時には多方面のカウントにしたほうが良いのでなでしょうか。

3つ目は、造形活動を行う福祉施設が、平成23年度が61で、24年度が39という数字に落ちているが、実感としては減っているように思わないのですが、どういう聞き方でこのような数字になったのでしょうか？

(会長)

移行数には、実際にどの施設が含まれていて、GHから移行して地域で暮らした場合含まれるかどうかという質問がありました。アール・ブリュットに触

れた県民数のカウントの仕方を今後どうするか。造形活動を行っている福祉施設のカウントの仕方についての質問でした。

(事務局)

入所者の地域移行者数ですが、入所施設ということでGH等は含まれず、入所支援と療養介護のみで救護施設は含まれません。移行先は、国の調査ですが、在宅へ戻った場合とGHへ行った場合ということで、他施設へ行った人は入っていません。

造形活動の実施施設の数字が落ちているのは、各事業所への調査で年度によって誤差が出てるのを感じています。来年度実施するときは精査したいと考えています。

アール・ブリュットに触れた県民数のカウントの件は、ご指摘の通りNOMAのHPの閲覧数のほか、公募展に来られた方の数や、県からの資料配布などを考慮してあげています。指標そのものを次回考えていく必要があるので検討したいと考えています。

(会長)

造形活動とはどこまでか、という疑問を持ちました。また教えて頂ければと思います。

(委員)

地域移行の話に戻るが、何をもって地域生活というのか。施設や在宅の方が地域移行というと、イコール、GHということが出てくるが、大人になって他人と暮らせるかという点で難しい。一人で暮らすのも周りから反対されるが、サポートがあったり、余暇の過ごし方がわかったり、働く場所があれば一人のほうが気楽な人もたくさんいる。

周り(相談員)がGHに入ることを勧めるように思う。30年間一人暮らしをしているが、障害者がどうやって一人で暮らしているのかを、1~2回しか施設職員や相談員の方が来ない。福祉従事者が障害者の自立の足を引っ張っているとさえ思える。もう少し考えて行かないといけないのではと思う。

(会長)

身体の方もそうですし、精神の方の地域移行も、GH・CHを望まれないこともあり、地域移行で、アパート暮らし等を今後どう支援していくのが課題です。

(委員)

福祉施設入所者の地域生活移行者数が23年度実績と24年度実績では3人増えています。一方で、施設入所利用者数が1人減っているということは、3人施設から地域に移行して2人また施設に入ってきたと理解してよいですか？

平均工賃というのはA型事業所も含めてですか？

福祉読本の活用率、歩道の整備率等空白があるのはなぜですか？

他の課の担当もあると思うがどのように連携していますか？

意見ですが、県外施設入所者数は市町村が支給決定しているので、県として把握されてないと思います。できれば次回の計画を立てるにあたっては、現状を市町に聞いてもらって、県外の入所者の数を県としても把握して頂きたい。

(事務局)

1点目は地域移行の移行者数と利用者数の削減との関係ですが、移行者数は24年度中に出られた方の累計です。利用者の削減ですが入所施設なので出入りがあり、24年4月から25年3月までの期間の増減であり、移行した3人が削減されたわけではありません。

2点目は、A型とB型とも含まれています。

3点目の空欄の件ですが、各関係課に照会はしたが、調査ができていなかったり、何年かに1度の統計調査を利用していることなどにより、網羅できていないところがあります。また、調査がないものもあります。次回のプランの時には、追える数字で作成していきたいと思っています。

4点目の県外施設の把握ですが、来年度のプランの見直しの時には基礎資料として出したいと思っています。

(会長)

3点目ですが、他の自治体の委員長をしていた時に、かなり強く、関連の課はすべて委員会に出席して説明するようと言ったことがあります。数字を出している各課が責任を持つようにすべきです。

(課長)

1つだけ報告させていただくと、5ページで26年度の目標を掲げているが空欄のところは平成27年度とか平成32年度とかあり、そもそもプランを立てるときに26年には数字は出ないけれど数年に一度の調査があるから26年に目標を掲げましょうという場合があります。

設定の立て方自体適切かわからないので、次期プランの見直しにあたって検討したいと考えています。

(委員)

住宅の件ですが、住宅課に任せるのではなく障害福祉課としても中身を把握してほしいです。各課でも障害者問題を理解してほしいです。

(委員)

今後の目標と実行することを、実感として当事者のところに届くということ考えた時に、一例としてキーパーソン養成事業のことをお話します。

3ページのキーパーソン養成事業は発達障害者の人の支援ができるキーパーソンを各福祉圏域に作っていきこうという目的で5年計画で始めました。実績から言うとまだ満たしていないし、発達障害の方の相談は圏域ですごく多く、実際に数が増えています。

そうした中、キーパーソンとして養成した方が実際にその仕事について継続した形で定着しているかどうかという問題があります。

理解や支援に持っていくまでには時間と期間と経験が必要です。定着を考えた計画を立てないとなりません。数だけの問題ではない。

県の事業として相談事業所でコーディネーターとして活用するプランができてからは、養成講座を受けた方が相談にあたるという方もたくさんいるが、キーパーソンの事業を受けたけれど退所したりということで、せっかくかなりのエネルギーを持ってしたことが続いていないことがあります。

地域の中で根付くための仕組みを作るということ、コーディネーターとして活用するための環境整備をしていくことや、キーパーソンの研修後のフォローアップがされないと、地域に戻って行き詰まることがある。地域の人たちにも、連絡あるいは協議会といった話し合う機会を作ってほしいとは常々申し上げます。持続して仕事にあたるような環境を作りつつ目標を達成していないと。

このようなことが教育の問題でもあるのではないのでしょうか。学校で一人でも個別支援計画を作っていればその学校は作ったことになる。本人からするとどれだけメリットがあるのか中身も含めて考えないと、本当の意味で目標を達成する意味がないと思う。活動計画や目標設定、指標の持ち方も、当事者の視点で作ることが大切ではないのでしょうか。

(会長)

教育に関しては、個別指導計画や個別支援計画については指標の立て方をどうするか次回検討の余地があるのではないのでしょうか。

キーパーソンの養成をしているが、地域の中でなった方が活躍しているか、活躍するためにどんな体制なのか今後検討が必要というご指摘です。そのこと

について何かありましたらお願いします。

(委員)

全国的にも滋賀県もそうですが、相談支援専門員と呼ばれる相談員を初任者研修という形で養成し、5年に1回現任研修という形で研修をしているが、受けて頂いた方が現場の相談員として働いている割合はかなり低いパーセンテージになっている。

それは、1つは相談の現場の環境。滋賀県の場合は圏域に委託相談事業を計画的に整備してきた。今回、法改正により個別給付による計画相談になり、かなり相談員が不足している状況と認識している。研修を受けた人が現場でなかなか働いてもらえない事実があり今後の課題である。

(委員)

いろいろな福祉関係者が関わっているにもかかわらず、ゴミ箱のなかのような家の状態で暮らしていた方がいた。相談員も行ったのに何故ここまで放っておいたのかって聞いたら、本人がこれでいいと言ったとの返事。

当事者主体とか障害者主体という言葉が変な方向へ独り歩きしている。経験がない人に聞いても、いいですと返事するしかない。あらゆる視点を持った支援が必要。障害者を「障害者」としか見ていない支援では社会の中で自立はできない。

(会長)

そうならないように、大切なところを大事にしながらやっていかないといけない。

次の議題に移らせて頂きます。議題2の新・障害者滋賀プラン、議題3の小委員会の設置についてです。

■ 議題2 新・障害者福祉しがプランの見直しについて

■ 議題3 小委員会の設置について

(事務局)

新障害者滋賀プランの見直しについて説明

小委員会の設置について説明

設置にあたり協議会の承認が必要ですので審議をお願いします。

(会長)

プランの見直しと小委員会の設置についてご意見があれば。

(委員)

このような委員会にも障害を持つ当事者を入れられないものか。社会や地域の中で色々なことを見て感じて教えてもらって、色々なものを吸収して育ったからこそ社会性が身についた。発達障害の人も色々な事を聞くことによって、伸びているお子さんもいると思うので、そのような体験をして社会に出た方がおられたら、この委員に入ってもらうべきではないか？

(会長)

正論だと思いますので、委員として参加できないことがあっても、3回に1回でも来て頂いてお話を聞かせて頂くという機会を設けなければいけないと思いました。

(委員)

設置要綱で委員の任期は今年の3月31日であと2カ月しかない。2か月でできるのですか。スケジュールを見ていると検討部会は12月、1月、3月(まとめ)と書いてあるのですが、今日決める部会で会長が委員長を指名して、2か月でまとめて。6月合同会議とあるが、3月で任期が切れてるのではないですか？

(委員)

ここの検討は、小学校・中学校の通常学級の方に視点を当てるということでもいいですか？高校・大学は関係はないですか？

支援検討部会は25年度～26年度までなのに、26年3月で終わるのは？

検討スケジュールで県立施設の検討会とは何のことですか？

プランの見直しのところで発達障害のある人のニーズに関する調査とあるがどのくらいの人を指すのですか？どういったレベルまで2次調査するのですか？

(会長)

各委員、的確な質問をしてもらいました。協議会の期限の部分と、調査ですが最初の調査が平成26年6月と書いてあって発達障害の方は期限が書いてないがいつ頃どうするのですか？

(課長)

部会の方の説明をしますと、3月までにこの検討部会でまとめをし、6月には、

まとめに関われた会長はじめ委員の方々にご報告を頂くという形になるのかと思います。

対象者のイメージということですが、特に一般校の小・中の生徒に限ったものとは考えていません。全般的に成人期の発達障害の方や乳幼児期の療育事業で関わる幼児等幅広く議論の対象と考えています。

厳しいスケジュールですが、今回こういった部会を提案した背景としては、通常のプランについてはワーキングチームで様々な分野の議論を頂くが、発達障害に関しては特にワーキングチームの議論の中だけでは時間が足りないのではないかとの懸念があり、少し先駆けて行いたいという狙いから今年度中にこの会議を立てさせていただきました。

3月までにまとめるが、それをそのままプランに反映させるということではなく、ワーキングチームの議論を経て揉んだものを推進協議会上げていくということです。議論の機会を多くしたく、2月、3月にさせていただくことをご理解願います。

県立施設の在り方が入っている理由ですが、県で指定管理を行っている施設に信楽学園があり、指定管理の期限が27年度までとなっています。26年度には、次期指定管理をどうするかという中身の議論をしなければならないわけですが、信楽学園と県直営の近江学園は、発達障害支援と関連が深く発達障害者の施策を検討していく中で県立施設の在り方についても検討が必要でないか、指定管理の契約の見直しにつながっていくのではないかと、という見通しから入れたものです。プランの議論と同時並行で行っていく予定で書かせていただきました。

(事務局)

調査対象の考え方の質問で、知的障害をお持ちの方については従来からの知的障害者の調査の中に含まれていますが、区分をするかどうかについてはこれから詰めていきたい。知的障害を伴わない方のニーズ調査がこれまでまったくできてきてないので、実態把握に焦点を当てながらやっていきたい。時期についてと、項目の検討については、具体的にはプランのワーキングチームの中で最終的に整理をする予定。今年度の検討部会の中においてもこういった項目にふれて議論頂ければと考えている。

(会長)

発達障害のある人のニーズに関する調査については、知的を伴う発達障害の方、知的を伴わない発達障害の方の区分は検討する。特に、知的を伴わない発達障害の方の調査はしてなかったとのことでこれからきっちりしたい。就学前、就学中、学齢後の成人期も含めて全体としての調査を考えているということ

よいですね。学齢期も、普通学校、特別支援学校、特別支援学級を含めてと考えてよろしいでしょうか？

(事務局)

対象者の範囲は今のところそのように考えています。

(会長)

時間的に厳しいのではないかというご意見がありました。慌ててすることになるがワーキングに検討を投げかける為の準備の委員会になるという理解でよろしいですか。

(委員)

児童のことが、障害者福祉プランには反映してこない形になっている。児童のことは児童福祉法でということであるが、障害者の福祉プランの中で次のようなことが必要か見る為にも、児童のことは調査して知っておく必要があると思います。

(課長)

このプランについては法律上の都道府県計画に基づいて立てられるもので、法律上では国が定める指針に基づいて計画を定めるとなっていて、国の指針案が出されたところです。

国の議論では、次期計画については障害児支援についても都道府県で計画に入れなさいとなっているので当然次期の計画を立てる際にはしっかりと議論頂きたいと思っています。

(会長)

障害児の支援をこれまでやってきて、実際にどちらにも入っていない市の計画もあり、今後は障害児も含めて計画できればいいと思っています。その他の項目につきまして説明をお願いします。

(事務局)

優先調達推進法の説明

糸賀一雄先生の生誕100年記念式典(3月29日、30日)の説明

障害者スポーツの関係で本年度初めての事業、地域でつながるスポーツの輪推進事業についての説明

(会 長)

時間があれば自殺防止対策、福祉相談モール、総合支援法が障害支援区分に変わる話、差別解消法、精神保健福祉法の改正、虐待防止であるとか色々なことを議論したかったのですが時間がなくなってしまいました。今までの中でご質問とかあれば。

(委 員)

糸賀一雄先生の生誕 100 周年ということで、虐待防止のワークショップに行ったが、大津と湖北以外は意見交換になっていました。

去年の3月に「障害者差別禁止ワークショップ」と、「障害者虐待防止ワークショップ」があることを知ってもらうために、「障害をもつ人の差別と虐待防止を考えるセミナー」をしました。その中でグループワークをして1時間半くらいの間に148件の虐待・差別の事例が出てきました。わかりやすいように表にしてきたのですが、コピーをしてないので皆さんにお配り出来ませんが、ワークショップと意見交換は全く別物。本格的にワークショップをしないと障害当事者の本当の声は上がってこないと思う。何が虐待で、何が差別なのか、福祉従事者・管理者もわかっていません。県として予算を付けて戴き、障害当事者が本当の声を出せるワークショップをして戴かないと、いくら法律が変わっても、福祉職従事者が研修をしても、障害者の人権問題は何も変わりません。

(会 長)

虐待防止法と差別解消法ができました。どう展開していくのか県として大事なことですので検討していきたいと思います。

(委 員)

今日出してもらった資料項目の中で、難病対策に対する支援がどうなっているのかということが反映されるような形で、見直しをお願いしたい。

(会 長)

難病に関して特に相談支援のなかできっちりやっていないといけない。障害程度区分に入ってますので、難病に関して今後よくわかるように統計の取り方等検討していただけたらと思います。

(委 員)

これだけのことを今の体制で出来るのか心配です。担当の課はもちろん、どういう組織を実際に動かすのか、もう少し細かく検討して頂けると有り難いと

思います。こういう人に参加してもらえたらというのがあるのでそういう人達を巻き込むか、県民的な運動にするのか考えて頂くと有り難いです。

(会 長)

部会もワーキングもいろんな方々に考えて頂けたらと思いますし、今後の展開についても検討願いたい。

(課 長)

委員の皆様には長時間に渡りご審議頂きありがとうございました。今日頂いた意見をふまえ次期プランの見直しの取り組みをしっかりとしていくとともに、26年度事業予算もしっかりとご意見をふまえた内容にしていきたいと思っています。これを持ちまして本日の障害者施策推進協議会を終了させていただきます。今日はありがとうございました。